

## 御杖村介護保険条例の一部を改正する条例

御杖村介護保険条例(平成 12 年御杖村条例第 12 号)の一部を次のように改正する。

第 3 条第 1 項中「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に改め、同項第 1 号中「43,800 円」を「32,760 円」に改め、同項第 2 号中「65,700 円」を「49,320 円」に改め、同項第 3 号中「65,700 円」を「49,680 円」に改め、同項第 4 号中「78,840 円」を「64,800 円」に改め、同項第 5 号中「87,600 円」を「72,000 円」に改め、同項第 6 号中「105,120 円」を「86,400 円」に改め、同項第 7 号中「113,880 円」を「93,600 円」に改め、同項第 8 号中「131,400 円」を「108,000 円」に改め、同項第 9 号中「148,920 円」を「122,400 円」に改め、同項に次の 4 号を加える。

- (10) 令第 38 条第 1 項第 10 号に掲げる者 136,800 円
- (11) 令第 38 条第 1 項第 11 号に掲げる者 151,200 円
- (12) 令第 38 条第 1 項第 12 号に掲げる者 165,600 円
- (13) 令第 38 条第 1 項第 13 号に掲げる者 172,800 円

第 3 条第 2 項中「所得の少ない第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る」を削り、「該当する者の」を「掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課にかかる」に、「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に、「における」を「までの各年度における」に、「26,280 円」を「20,520 円」に改め、同条第 3 項中「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に、「26,280 円」を「49,320 円」に、「43,800 円」を「34,920 円」に改め、同条第 4 項中「令和 3 年度」を「令和 6 年度」に、「令和 5 年度」を「令和 8 年度」に、「26,280 円」を「49,680 円」に、「61,320 円」を「49,320 円」に改め、同条第 5 項を削る。

第 4 条第 2 項後段中「当該第 1 号被保険者」の次に「(」を、「同じ。)」の次に「)」を加え、同条第 3 項中「全て」を「すべて」に改める。

第 5 条第 3 項中「同号イ」を削り、「又は第 8 号ロ」を「、第 8 号ロ、第 9 号ロ、第 10 号ロ、第 11 号ロ又は第 12 号ロ」に、「令第 38 条第 1 項第 1 号から第 8 号まで」を「令第 38 条第 1 項第 1 号から第 12 号まで」に改める。

第 6 条前段中「第 1 号被保険者」の次に「(」を、「連帯納付義務者」の次に「)」を加える。

第 9 条第 2 項第 1 号中「氏名、住所及び個人番号(行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成 25 年法律第 27 号)第 2

条第5項に規定する個人番号をいう。次条第2項第1号において同じ。)」を「氏名及び住所」に改める。

第10条第2項各号列記以外の部分中「納期限」の次に「7日前」を加え、「直近の支払日」を「支払に係る月の前々月の15日」に改め、同項第1号中「氏名、住所及び個人番号」を「氏名及び住所」に改める。

第14条中「第1号被保険者が」を「村長は、第1号被保険者が」に、「5万円」を「10万円」に改める。

第15条中「法第30条第1項後段」を「村長は、法第30条第1項後段」に、「5万円」を「10万円」に改める。

第16条中「被保険者、」を「村長は、被保険者、」に改め、「第1号」を削り、「5万円」を「10万円」に改める。

第17条中「偽りその他不正の行為」を「村長は、偽りその他不正の行為」に改める。

#### 附 則

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。
- 2 改正後の御杖村介護保険条例第3条の規定は、令和6年度分の保険料から適用し、令和5年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。